

農地中間管理事業事務手続きマニュアル

【農作業受委託】

令和7年4月版



公益財団法人 福島県農業振興公社

【農作業受委託 手続き編】

I 農作業受委託の概要

1 農作業受委託とは

委託者（農地所有者等）が、耕起や代かき等の農作業を受託者（耕作者）へ委託する形態。また、農作業受委託契約は委任契約であり、消費税がかかります。

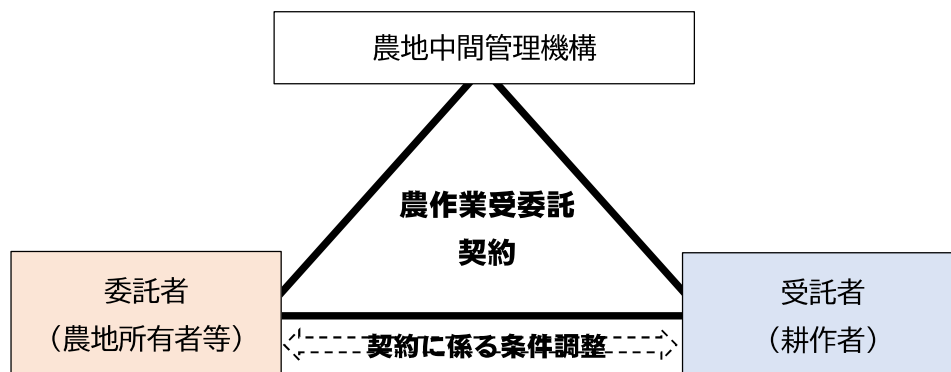
【参考】貸借と農作業受委託との違い

- 貸借：賃借権（賃料を支払って使用収益できる権利）又は使用貸借権（賃料を支払わないで使用収益できる権利）を設定し、当該農地の貸し借りを行うもの。
- 農作業受委託：賃借権及び使用貸借権を設定せず、当該農地の農作業を委託するもの。

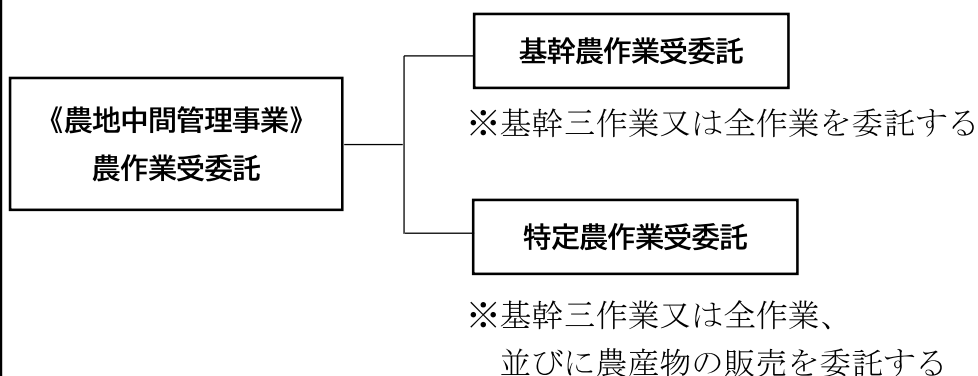
2 農地中間管理事業における農作業受委託

農地中間管理事業における農作業受委託は、『基幹農作業受委託』及び『特定農作業受委託』の2種類。

【農地中間管理事業における農作業受委託のイメージ】



【参考】農地中間管理事業における農作業受委託の種類



3 基幹農作業受委託

委託者（農地所有者や、賃借権又は使用貸借権の設定を受けている者）より、受託者が当該農地の基幹三作業の全て又は全作業を受託して、自ら農作業を行うこと。

※農産物の販売は、委託者名義で行う



農作業

4 特定農作業受委託

委託者（農地所有者や、賃借権又は使用貸借権の設定を受けている者）より、受託者が当該農地の基幹三作業の全て又は全作業を受託して、自ら農作業を行い、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びに、その販売収入の程度に応じて、当該収入を農作業及び販売の対価として充当する場合の作業受託のこと。



農作業



農産物販売

【参考】基幹三作業とは

① 水稻の場合：①耕起・代かき、②田植え、③収穫・脱穀

② 麦の場合：①耕起・整地、②播種、③収穫

③ 大豆の場合：①耕起・整地、②播種、③収穫

※その他の農産物にあたっては、これらに準ずる農作業

II 農地中間管理事業における取扱要件

1 対象地域

地域計画策定地域 及び 未策定地域が対象（市街化区域を除く）。

2 契約期間

原則 10 年以上。ただし、ブロックローテーションを実施している地域においては、単年度又は複数年度（2～3年度）も契約可能。

3 取扱要件

【地域計画区域内の農地】

地域計画の実現に資すること。

【地域計画区域外の農地】

以下のいずれかの地区であること。

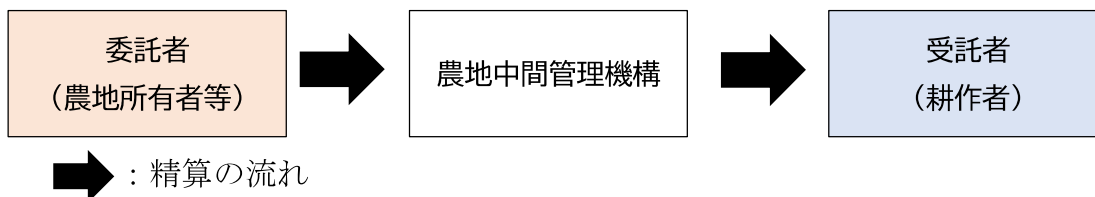
- (1) 公社独自事業でこれまで取扱っていた地区
- (2) 基盤整備事業実施予定 又は 実施中の地区
- (3) その他市町村が認めた地区

Ⅲ 精算事務の流れ

農地中間管理機構では、農地中間管理事業における農作業受委託契約の「対価」及び消費税相当額を“預り金”として取り扱って精算を行います。

1 基幹農作業受委託

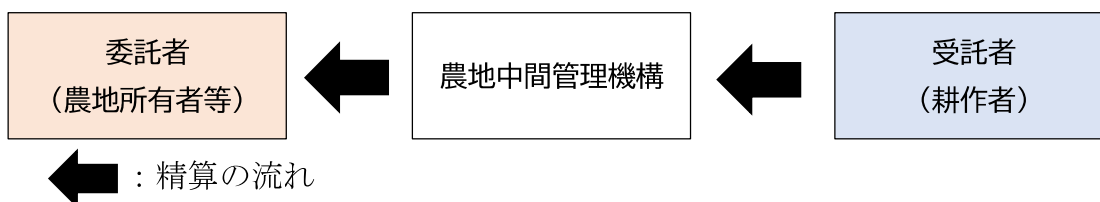
農作業対価を委託者が機構を介して受託者へ支払う。(対価については、農業委員会で公表している標準作業料金を参考に設定している地域が多い)



2 特定農作業受委託

農産物販売対価(※)から農作業対価(農作業、農産物販売等の経費)(※)を差し引き、一定額を受託者が機構を介して委託者へ支払う。(一定額については、賃借料の額を設定する地域が多い)

※一定額を算定するために契約時点で便宜上設定する額



特定農作業受委託の農作業対価と農産物販売対価の支払いの流れ

① 農作業対価: 委託者 → 機構 → 受託者

② 農産物販売対価: 委託者 ← 機構 ← 受託者

差し引き(②-①)した“一定額”を受託者が機構を介して、委託者へ支払うものである。

(ただし、消費税課税事業者においては一定額で税を申告するのではなく、①及び②の消費税を踏まえて、税を申告する必要がある)

【参考】農作業受委託契約におけるインボイス制度への対応

① 軽減税率制度により、「農作業対価は消費税10%」、「農産物販売対価は主に消費税8% (飼料用米などは消費税10%)」と税率が異なることから、インボイス制度に対応するためには、それぞれの品目(作業)にて対価を設定する必要がある。

- ②消費税申告にあたって、課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、農作業対価では受託者から委託者、農産物販売対価では委託者から受託者へインボイスを発行する必要がある。
- ③農作業対価において、委託者が課税事業者、受託者が免税事業者の場合、受託者がインボイスを発行できないため、委託者（課税事業者）にて“仕入税額控除”を受けられない場合があるので注意すること。
- ④農産物販売対価において、委託者が免税事業者、受託者が課税事業者の場合、委託者がインボイスを発行できないため、受託者（課税事業者）にて“仕入税額控除”を受けられない場合があるので注意すること。
- ⑤特定農作業受委託では、実際の農産物販売対価（販売収入）及び農作業対価は毎年異なることから、インボイスを発行しない場合であっても、受託者から委託者へ毎年、当該受委託農地における農産物販売対価（販売収入）を書面等により報告する必要がある。

IV 留意事項

1 契約に向けた事前調整

農作業受委託契約を希望する委託者と受託者は、契約に当たってあらかじめ条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価等）を行い、調整が整ったものを機構が取り扱うこととする。

2 委託者の取扱い

(1) 共有名義の農地については、代表者の同意のみで契約可能。

※ただし、代表者が共有持ち分を有する者に同意を得ることは必要

(2) 過半の同意が得られない未相続の農地については、農地法に基づく所有者不明農地の制度等を活用し、貸借契約が可能なことから、農作業受委託での契約は不可。

3 受託者の取扱い

原則は、地域計画（目標地図）に位置付けられている「農業を担う者（認定農業者や委託を受けて農作業を行う者等）」とする。なお、貸借契約とは異なり、農作業受委託契約では法人格を持たない任意組織との契約も可能である。

4 精算事務の取扱い

農地中間管理機構の精算事務は、基幹農作業受委託及び特定農作業受委託契約における「対価」及び消費税相当額を、“預り金”として取り扱うこととす

る。そのため、委託者と受託者間でのインボイス制度への対応については当事者間で調整し、インボイス制度に係る問合せや税に関する相談（「どのようにしたらインボイス制度へ対応できるか」など）については、最寄りの税務署等へ相談することとする。

5 契約（公告）時期

作業前の契約（公告）が原則である。（終了した農作業を遡りで契約することはできないため、契約初年度における農作業前に契約することが必須）

6 契約者死亡の場合の取扱い

契約者が亡くなった場合は、その時点で契約は終了となる。ただし、9月～機構の精算事務が完了するまでの間に契約者が亡くなった場合、当該年度の精算は実施するため、精算口座の変更を行うこと。

7 フリーランス法の農作業受委託契約への適用について

(1) 趣旨

令和6年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）が施行された。フリーランスに対する取引の適正化及び就業環境の整備を図ることを目的としている。

フリーランス法は業種や業態に制限がないため農業も対象となり、農地中間管理事業による農作業受委託契約もフリーランス法の適用を受ける。

(2) フリーランスの定義

業務委託の相手方である事業者（農作業受託者）のうち、以下の個人又は法人。

- ・個人であって従業員を使用しないもの
- ・法人であって一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

(3) 委託者（発注事業者）の義務事項

農地中間管理事業による農作業受委託に関連する主な義務事項は以下のとおり。

ア 書面等による取引条件の明示

書面等により、「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「役務提供を受ける日」「役務提供を受ける場所」「報酬の支払方法に関する必要事項」を明示すること。

イ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

6ヶ月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務

(農作業、農産物販売)を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をすること。

ウ ハラスメント対策に係る体制整備

フリーランスに対するハラスメント行為に対して、①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応等、についての措置を講じること。

V 一括方式による農作業受委託の手続き

別紙フロー図 (P.10) 参照

1 農地中間管理事業農作業委託・受託申込書の提出

(1) 農作業の委託を希望する者（以下、「委託者」という）及び受託を希望する者（以下、「受託者」という）は、農作業受委託契約に先立ち、農作業受委託契約に係る条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価等）を行う。

(2) 事前の条件調整が整った後に、委託者及び受託者は農作業の受委託を希望する農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した『農地中間管理事業農作業委託・受託申込書（農作業委託者用：農作業様式1号・様式編P.1、農作業受託者用：農作業様式2号・様式編P.3）』（以下、「申込書」という。）をそれぞれ1部提出する。

なお、受託者が法人の場合は定款の写しを、法人格を持たない任意組織の場合は規程や設立総会等の資料の写しを、申込書と併せて提出すること。

(3) 市町村は、委託者及び受託者より申込みのあった農用地等に関し、農業委員会と連携して、地域計画や農地台帳と照合し、記載内容に不備がない場合は、当該申込書を受理するとともに、申込書のコピーを保管する。

(4) 市町村は、提出のあった申込書を基に、農作業受委託一覧表（農作業様式3号・様式編P.5）（以下、「一覧表」という。）を取りまとめ、作成後は公文（農作業様式4号・様式編P.6）に、申込書、一覧表、その他資料を各1部添付し、機構へ送付する。

2 農用地利用集積等促進計画（案）の作成

機構は、市町村より提出のあった一覧表等を基に、農用地利用集積等促進計画（案）（農作業様式5号・様式編P.7）を作成し、その後、市町村へ公文（農作業様式8号・様式編P.17）に農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本2部、控え1部、共通事項1部）、農作業等対価振込先指定書（農作業様式13号・様式編P.22）及び貯金口座振替依頼書等必要な書類を添付して送付する。

3 農用地利用集積等促進計画（案）等の調印

市町村は、機構と協議の上、調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は委託者及び受託者に対し農用地利用集積等促進計画（案）や貯金口座振替依頼書等の調印をする。その際、「農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農作業様式 6 号・様式編 P. 13、農作業様式 7 号・様式編 P. 15）」及び「機構関連事業に係るお知らせ（機構への農作業委託期間が 15 年以上の契約に限る）」により、契約内容の確認を行うとともに、農用地利用集積等促進計画（案）の控え及び共通事項を手交する。

4 農業委員会への意見の聴取

市町村が農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める（農作業参考様式 1 号・様式編 P. 25）とともに、受託者が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求める。（農業委員会からの意見については、（農作業参考様式 2 号・様式編 P. 26）を参考とする）

5 利害関係人の意見聴取（地域計画区域外の場合のみ）

機構は、農用地利用集積等促進計画（案）について、＜農作業様式 9 号・様式編 P. 18＞により機構のホームページ上で 1 週間掲載し、利害関係人の意見を求める。

掲載終了後機構は、＜農作業様式 10 号・様式編 P. 19＞により意見概要及び意見に対する措置を取りまとめる。

6 農用地利用集積等促進計画の作成・決定

(1) 市町村は、公文（農作業様式 11 号・様式編 P. 20）に、3 で調印した農用地利用集積等促進計画（案）、農業委員会の意見書の写し等を添付して機構へ送付する。

(2) 機構は、送付された農用地利用集積等促進計画（案）を決定し、決定した農用地利用集積等促進計画の写し及び（1）で送付された書類を公文（農作業様式 12 号・様式編 P. 21）に添えて県に認可申請する。

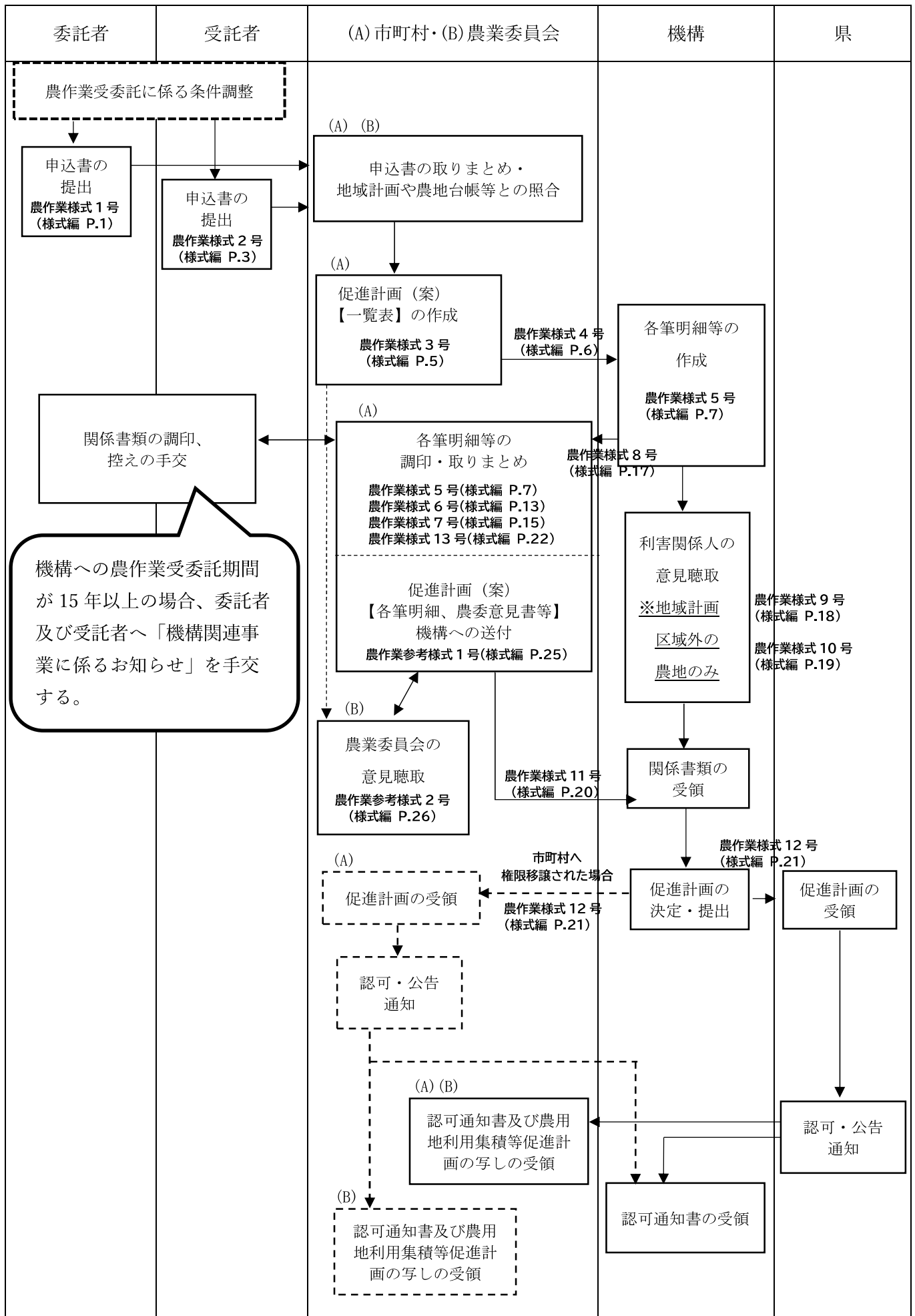
なお、地方自治法に基づき農用地利用集積等促進計画の認可及び公告に係る権限について、県から市町村へ移譲されている場合は、機構が市町村に認可申請する。

7 農用地利用集積等促進計画の認可公告後の処理

農業委員会及び市町村は、県からの認可通知書及び農用地利用集積等促進計画の写しを受領する。また、機構は、県からの認可通知書を受領する。

なお、地方自治法に基づき農用地利用集積等促進計画の認可及び公告に係る権限について、県から市町村へ移譲されている場合は、市町村は農業委員会へ認可通知書及び農用地利用集積等促進計画の写しを送付するとともに、機構へ認可通知書を送付する。

農用地利用集積等促進計画による農作業受委託(一括方式)の事務手続き



VI 変更の手続き

1 変更内容の確認

- (1) 委託者又は受託者より、農作業受委託契約の変更（解約含む）の申込みがあったときは、市町村は「農地中間管理事業 農作業受委託における契約内容の変更フローチャート」（P. 15）から、「契約内容変更」（以下「軽微な変更」という。）又は「農作業受委託変更」（以下「重要な変更」という。）のいずれの手続きに該当するか確認する。その後、該当する手続きに基づき事務処理を行う。
- (2) 委託者及び受託者にて事前調整の上、農作業又は農産物販売（以下「農作業等」という。）の対価や契約面積、栽培作物の変更の申込があったときは、市町村は「3 農作業等の対価・契約面積・栽培作物に関する変更関係」の手続きにより、機構と利用調整を行う。
ただし、利用調整がまとまらない場合は、農作業受委託契約の変更は行わない。

2 契約者情報に関する変更関係

- (1) 軽微な変更を希望する委託者又は受託者は、当該農地が所在する市町村に必要事項を記載した農地中間管理事業の契約内容変更届（変更様式7号・様式集P. 37）1部を提出する。
なお、変更項目が④（法人代表者）、⑥（口座番号又は口座名義）に該当する場合は、当該変更届に変更届裏面に記載した契約内容変更に係る必要書類を添付する。
- (2) 添付書類について
- ア 変更項目④
法人の代表者変更に伴う届出であるため、変更した登記事項証明書又はその写しを添付する。
なお、任意組織の場合は総会の議事録等を添付することとする。
- イ 変更項目⑥
(7) 農作業等の対価の送金先を変更する場合
機構が定める「農作業等対価振込送金先指定書（農作業様式13号・様式編P. 22）」を添付する。
この場合、契約者名義以外の者の口座を指定すると贈与税の対象になるので注意が必要である。

(4) 農作業等の対価及び手数料の口座振替に利用している貯金口座を変更する場合

機構が定める「貯金口座振替依頼書」を添付する。

なお、機構が農作業等の対価等を口座振替する金融機関は J A バンクであるため、地方銀行、郵貯銀行等の指定はできない。

(3) 市町村は、書類の不備がない場合は、関係書類一式をコピーし保管するとともに、機構に原本を送付する。

3 農作業等の対価・契約面積・栽培作物に関する変更関係

別紙フロー図 (P. 16) 参照

(1) 農作業等の対価や契約面積、栽培作物の変更を希望する委託者は、受託者と事前調整の上、委託者及び受託者にて当該農地が所在する市町村に必要な事項を記載した農地中間管理事業農作業受委託変更申込書（委託者用：農作業変更様式 1 号・様式集 P. 28、受託者用：農作業変更様式 2 号・様式集 P. 30）（以下「変更申込書」という。）を提出する。

なお、受託者が変更を希望する場合は、受託者が委託者に事前調整を行う。

(2) 市町村は申込内容を確認し、農作業等の対価の変更の場合は農作業又は農産物販売対価の 10a 当たりの単価が 1,000 円以上の増減があるか等、契約面積の変更の場合は変更理由、栽培作物の変更の場合は変更後の作物名等を確認の上、申込があった農地に関し、農業委員会と連携して農地台帳及び必要に応じて機構契約データを活用して照合し、記載内容を確認の上、当該変更申込書を受理するとともに、変更申込書をコピーし保管する。

なお、機構契約データの提供を求めるときは、機構の市町村方部担当者へ相談してください。

市町村は、当該申込書の内容を農地中間管理事業農作業受委託変更一覧表（以下「変更一覧表」という。）（農作業変更様式 3 号・様式集 P. 33）に取りまとめる。

(3) 市町村は、公文（農作業変更様式 4 号・様式集 P. 34）に取りまとめた委託者及び受託者に係る変更申込書及び変更一覧表を各 1 部添付し、機構へ送付する。

(4) 機構は、市町村から送付のあった協議書を受理する。

- (5) 機構は、協議書の内容を確認するとともに、変更一覧表に機構の手数料情報を記入する。
- (6) 機構は、協議回答書（農作業変更様式 5 号・様式集 P. 35）に変更一覧表を添付して、市町村へ送付する。
- (7) 市町村は、機構から送付のあった委託者及び受託者の変更申込書に係る協議回答書を受領する。
- (8) 市町村は、委託者及び受託者の変更申込書に係る協議回答結果を関係者へ周知を行う。ただし、関係者への周知方法は問わない。

4 解約に関する変更関係

別紙フロー図（P. 17）参照

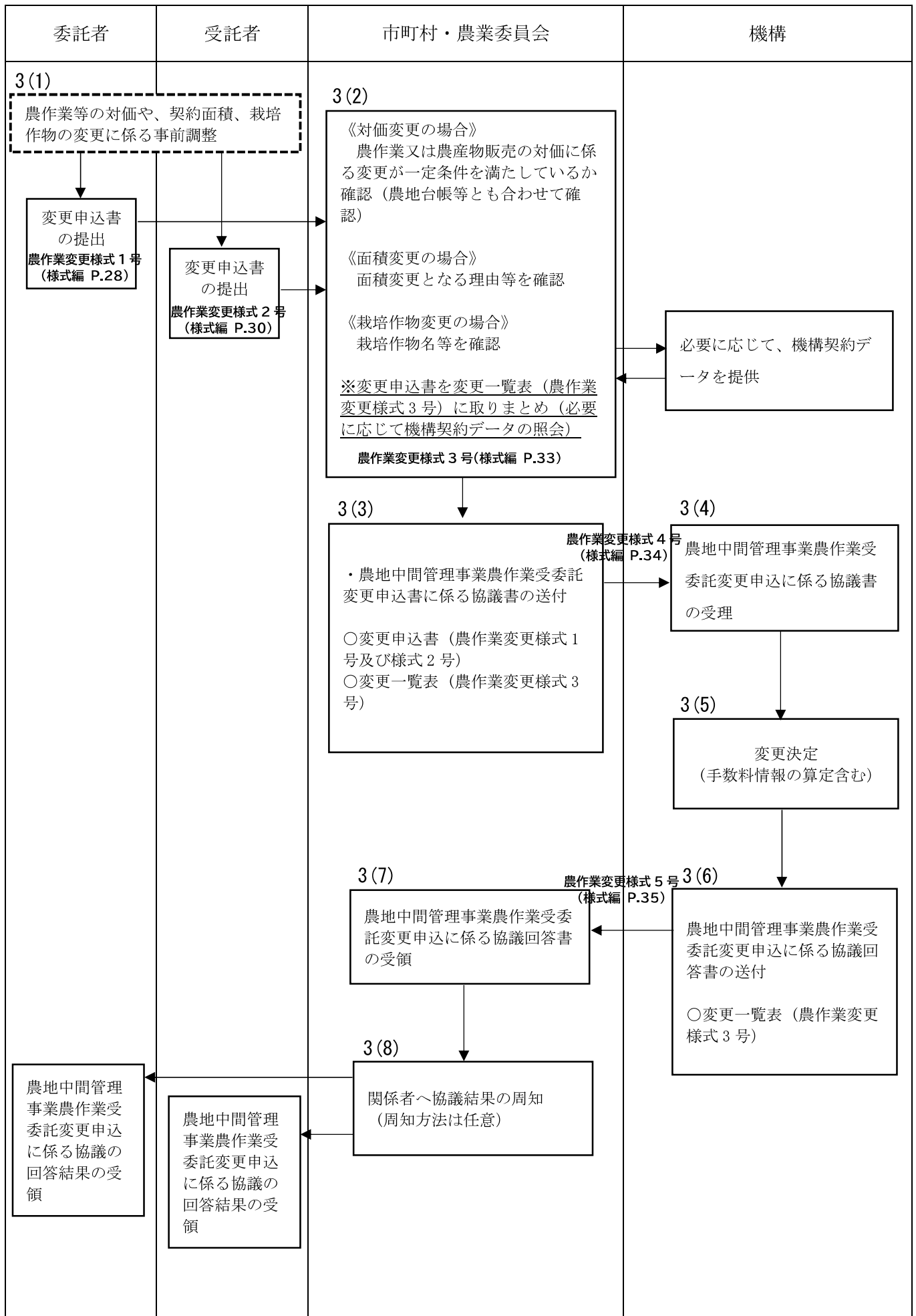
- (1) 農作業受委託契約の合意解約を希望する委託者は、受託者と事前調整の上、委託者及び受託者にて当該農地が所在する市町村に必要な事項を記載した変更申込書（委託者用：農作業変更様式 1 号・様式集 P. 28、受託者用：農作業変更様式 2 号・様式集 P. 30）を提出する。
なお、受託者が合意解約を希望する場合は、受託者が委託者に事前調整を行う。
- (2) 市町村は、申込があった農用地に関し農業委員会と連携して農地台帳及び必要に応じて機構契約データを活用して照合し、記載内容に不備がないことを確認する。
 - ア 市町村は、当該変更申込書を受理するとともに、変更申込書をコピーし保管する。
 - イ 市町村は、当該変更申込書の内容を変更一覧表（農作業変更様式 3 号・様式集 P. 33）に取りまとめる。
 - ウ 市町村は、事前に解約の情報として変更一覧表を機構へ提供する。
- (3) 機構は、市町村から解約情報の提供を受けたときは、機構の契約台帳との照合及び内容確認（解約理由等）を行い、やむを得ない場合は、農作業受委託契約に係る合意解約書（以下「合意解約書」という。）（農作業変更様式 6 号・様式集 P. 36）3 部を作成し、市町村へ送付する。

- (4) 市町村は、機構から送付された合意解約書を委託者及び受託者に送付し、同意が得られた場合は記名押印の上、市町村に返送してもらう。
- (5) 市町村は、公文（農作業変更様式4号・様式集P.34）に取りまとめた合意解約書3部、委託者・受託者に係る変更申込書1部及び変更一覧表1部を添付し機構へ提出する。
- (6) 機構は、市町村から提出のあった合意解約書類及び協議書を受領する。
- (7) 機構は提出があった協議書の内容を確認するとともに、変更一覧表に機構の手数料情報を記入する。
- (8) 機構は、協議回答書（農作業変更様式5号・様式集P.35）に合意解約書2部及び変更一覧表を添付して、市町村へ送付する。（合意解約書3部のうち1部は機構が保管する）
- (9) 市町村は、協議回答書及び合意解約書を受領する。
さらに、市町村は合意解約書原本を委託者及び受託者へ送付する。
併せて、市町村は、農地中間管理事業農作業受委託変更申込書に係る協議回答結果について関係者へ周知を行う。ただし、関係者への周知方法は問わない。
- (10) 合意解約の委託者及び受託者は、合意解約書原本1部を受領する。

農地中間管理事業 農作業受委託における契約内容変更フローチャート

対象者		こんなとき		変更の内容		変更様式7号 変更項目	変更の手続き	添付書類 等	備考
				軽微な 変更	重要な 変更				
委託者	受託者	1	住所が変わったとき	○	-	①	-		
委託者	受託者	2	連絡先を変えたいとき	○	-	②③	-		
委託者	受託者	3	法人・任意組織の代表者を変更したとき	○	-	④	-	・代表者変更がわかる書類（登記事項証明書（法人用）） ・任意組織は総会の議事録等	
委託者	受託者	4	農作業等対価精算口座を変更したいとき	○	-	⑥	-	【基幹農作業受託者及び特定農作業委託者の場合】 ・農作業等対価振込送金先指定書 【基幹農作業委託者及び特定農作業受託者の場合】 ・貯金口座振替依頼書	
委託者		5	委託者が死亡したとき	-	-	⑥⑦	-	・契約者（委託者又は受託者）が亡くなった場合は、その時点で契約が終了となり、変更様式7号「1 変更する項目」の⑦に○を付けその旨報告すること。 ・9月～精算完了までの間に契約者が亡くなった場合は、⑥にも○を付け、精算口座も併せて変更すること。	
	受託者		受託者が死亡したとき	-	-	⑥⑦	-		
委託者	受託者	6	その他	○	-	⑦			
委託者	受託者	7	農作業等対価・契約面積・栽培作物を変更したいとき	-	○	-	「3 農作業等の対価・契約面積・栽培作物に関する変更関係」の手続きが必要となります。	・「3 農作業等の対価・契約面積・栽培作物に関する変更関係」に記載の関係様式 ※農作業等対価の変更を行う場合は、原則10a当たりの単価が1,000円以上の増減の場合のみ手続きを行います。	
委託者	受託者	8	解約したいとき	-	○	-	「4 解約に関する変更関係」の手続きが必要となります。	・「4 解約に関する変更関係」に記載の関係様式	

農地中間管理事業農作業受委託変更申込に係る事務手続き



農地中間管理事業農作業受委託解約変更に係る事務手続き

